

## 施策の取組

- 1 関係機関等の連携体制の構築
- 2 各種相談窓口の連携

- 1 関係機関、関連職種、区民等を対象とした研修
- 2 区職員の健康管理

- 1 リーフレット等の作成と活用
- 2 区民向けの講演会やキャンペーン等の実施
- 3 多様な媒体を活用した啓発（SNS、区報、区ホームページ等）
- 4 こころの悩みを抱えた方への相談支援体制の強化
- 5 人権に関する啓発・支援

- 1 地域における居場所づくり
- 2 遺された方への支援

- 1 いじめ防止対策の強化
- 2 児童虐待防止対策の強化
- 3 子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供
- 4 児童生徒のSOSの出し方教育の実施
- 5 身近な大人への支援体制の強化
- 6 若年者が相談できる場の提供と周知
- 7 若年者への支援体制の強化
- 8 青少年の活動と交流の場の提供

- 1 妊産婦への支援
- 2 子育て期の支援
- 3 女性への支援と居場所づくり
- 4 男女共同参画センター相談事業
- 5 人権・男女共同参画周知啓発事業

- 1 働き盛りの男性への支援体制の強化
- 2 子育て期の支援
- 3 男女共同参画センター相談事業
- 4 人権・男女共同参画周知啓発事業

- 1 包括的な相談支援体制の確立
- 2 ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援
- 3 高齢者の社会参加の促進
- 4 高齢者の健康増進支援

- 1 支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携
- 2 「生きることの包括的な支援」の強化
- 3 生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動性の向上

- 1 自殺未遂者の支援体制の構築と拡充

## 生きる支援の関連施策

参 考

練馬区自殺対策計画とSDGs

SDGsとは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略であり、令和12(2030)年を年限とする国際目標です。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、SDGsを原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、練馬区自殺対策計画〔第2次〕においても、様々な支援等を通して取り組んでいます。



## SDGsに掲げる17のゴール



- 1 貧困をなくそう  
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



- 2 飢餓をゼロに  
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



- 3 すべての人に健康と福祉を  
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



- 4 質の高い教育をみんなに  
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



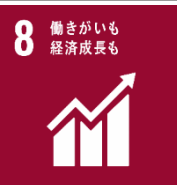
- 5 ジェンダー平等を実現しよう  
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



- 6 安全な水とトイレを世界中に  
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに  
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



- 8 働きがいも経済成長も  
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10 人や国の不平等をなくそう



10 人や国の不平等をなくそう  
各国内及び各国間の不平等を是正する。

11 住み続けられるまちづくりを



11 住み続けられるまちづくりを  
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12 つくる責任つかう責任



12 つくる責任つかう責任  
持続可能な生産消費形態を確保する。

13 気候変動に具体的な対策を



13 気候変動に具体的な対策を  
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14 海の豊かさを守ろう



14 海の豊かさを守ろう  
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15 陸の豊かさも守ろう



15 陸の豊かさも守ろう  
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16 平和と公正をすべての人に



16 平和と公正をすべての人に  
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 パートナーシップで目標を達成しよう



17 パートナーシップで目標を達成しよう  
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

## 練馬区自殺対策計画〔第2次〕とSDGsのゴール

施策名		特に関連する SDGsのゴール
基本 施策	基本施策1 地域におけるネットワークの強化	3, 17
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	3, 8
	基本施策3 区民への啓発と周知	3, 5
	基本施策4 生きることの促進要因への支援	1, 3, 4, 5, 8, 17
重点 施策	重点施策1 児童・生徒・学生をはじめとする 若年者への支援	1, 3, 4, 5
	重点施策2 女性への支援	3, 5, 8
	重点施策3 働き盛りの男性への支援	3, 8
	重点施策4 高齢者への支援	3, 8
	重点施策5 生活困窮者、無職者・失業者への 支援	1, 3, 4, 5
	重点施策6 自殺未遂者への支援	3

## 資料編

### 1 練馬区自殺対策推進会議設置要綱

平成30年3月29日

29練健保第1160号

(設置)

第1条 自殺が多様かつ複合的な原因および背景を有することを踏まえ、関係機関が連携・協力して総合的な自殺対策を推進するため、練馬区自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、つぎの事項について協議する。

- (1) 練馬区自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺の発生状況・背景についての情報共有に関すること。
- (3) 自殺対策に係る施策の検討と評価に関すること。
- (4) 自殺対策に係る関係機関との連絡・調整に関すること。
- (5) 自殺予防のための普及啓発の取組に関すること。
- (6) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員18名以内で構成する。

- (1) 学識経験者 1名以内
- (2) 保健関係者 1名以内
- (3) 医療関係者 2名以内
- (4) 福祉関係者 3名以内
- (5) 教育関係者 6名以内
- (6) 労働関係者 2名以内
- (7) 自殺防止等に関する関係機関に属する者 3名以内

2 推進会議に会長および副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、推進会議を主宰し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 推進会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、推進会議の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康部保健予防課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



## 2 練馬区自殺対策推進会議委員名簿

(令和6年3月現在)

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎大塚 淳子	帝京平成大学人文社会学部教授
保健	○西村 由紀	特定非営利活動法人 メンタルケア協議会理事
医療	小林 宏至	小林内科クリニック院長 (一般社団法人練馬区医師会)
	木崎 英介	医療法人財団厚生協会大泉病院 診療部長
福祉	榎本 優	練馬区民生児童委員協議会 富士見台・南田中地区会長
	相馬 文子	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 生活サポートセンター所長
	神野 富貴子	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 居宅介護支援部会世話人
教育	田中 照美	練馬区立中学校PTA連合協議会庶務
	岩崎 広明	練馬区立豊溪小学校校長
	神山 信次郎	練馬区立豊玉第二中学校校長
	尾崎 肇	東京都立大泉桜高等学校校長
	植村 茂樹	練馬区立学校教育支援センター大泉 (大泉教育相談室)
労働	江村 健二	一般社団法人練馬産業連合会副会長
	亀川 佑介	練馬区労働組合協議会事務局長
その他	鴻巣 恭輔	警視庁練馬警察署生活安全課防犯係長
	粕谷 昇	西武鉄道株式会社練馬駅管区管区長
	土井 智雄	第一東京弁護士会人権擁護委員会委員

◎: 会長 ○: 副会長 (17名・敬称略)

### 3 練馬区自殺対策検討委員会設置要綱

平成30年3月29日  
29練健保第1161号

(設置)

第1条 自殺が多様かつ複合的な原因および背景を有することを踏まえ、庁内関係部署が連携・協力して総合的な自殺対策を推進するため、練馬区自殺対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、つぎの事項について協議する。

- (1) 練馬区自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺の発生状況・背景についての情報共有に関すること。
- (3) 自殺対策に係る施策の検討と評価に関すること。
- (4) 自殺対策に係る関係各課との連絡・調整に関すること。
- (5) 自殺予防のための普及啓発の取組に関すること。
- (6) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康部を担任する副区長とする。
- 3 副委員長は、健康部長とする。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者を充てる。

(委員長および副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会の下に部会を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長および部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、保健所長とする。
- 4 副部会長は、保健予防課長とする。
- 5 部会員は、別表第2に掲げる職にある者を充てる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、第2条各号に掲げる委員会の所掌事項について検討を行い、委員

会に報告する。

8 部会長は、必要あると認めるときは、部会員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会および部会の庶務は、健康部保健予防課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年6月20日4練健保第320号)

この要綱は、令和4年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則 (令和6年2月22日5練健保第1789号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

産業経済部長、福祉部長、高齢施策担当部長、保健所長、教育振興部長、こども家庭部長
--

別表第2 (第6条関係)

健康部長、広聴広報課長、人権・男女共同参画課長、人材育成課長、収納課長、国保年金課長、経済課長、障害者施策推進課長、生活福祉課長、総合福祉事務所長(1名)、高齢社会対策課長、健康推進課長、保健相談所長(2名)、教育指導課長、学校教育支援センター所長、青少年課長、子ども家庭支援センター所長
--

## 4 開催の経過

### (1) 練馬区自殺対策推進会議

回数	開催日・会場	主な検討内容
1	令和2年3月11日(水) 練馬区役所本庁舎19階 1902会議室	①練馬区の自殺の現状と特徴 ②練馬区自殺対策計画の取り組みについて ③自殺予防の手引きについて ④相談窓口を周知するリーフレットについて
2	令和3年3月29日(月) 書面開催	①練馬区の自殺の現状 ②練馬区自殺対策計画の進捗状況について ③練馬区自殺予防対策の手引きについて
3	令和3年11月16日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①練馬区自殺対策計画の取組みの進捗状況について ②事例紹介—希死念慮をもつ者への支援の一例 ③練馬区の自殺の状況について ④統計からみえる練馬区の自殺の問題
4	令和4年10月19日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①練馬区の自殺の状況 ②練馬区自殺対策計画の取組事業の進捗状況報告 ③第二期 練馬区自殺対策計画の策定
5	令和5年8月7日(月) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①平成31年度から令和4年度までの練馬区自殺対策計画の取組状況および施策ごとの評価と課題について ②練馬区の自殺の現状と課題について ③第二期練馬区自殺対策計画の策定について ・計画の骨子案 ・計画策定に向けたスケジュール
6	令和5年10月11日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第二期練馬区自殺対策計画(素案のたたき台)の検討 ②第二期練馬区自殺対策計画策定に向けたスケジュール
7	令和6年2月2日(金) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①練馬区自殺対策計画〔第2次〕(素案)に対する意見募集の結果について ②練馬区自殺対策計画〔第2次〕策定に向けたスケジュール

(2) 練馬区自殺対策検討委員会

回数	開催日・会場	主な検討内容
1	令和元年8月27日(火) 練馬区役所本庁舎 地下2階多目的会議室	①練馬区自殺対策計画事業一覧について ②相談窓口を周知するリーフレットの作成について
2	令和3年3月24日(水) 書面開催	①練馬区の自殺の現状 ②練馬区自殺対策計画の進捗状況について ③練馬区自殺予防対策の手引きについて
3	令和3年8月31日(火) 練馬区役所本庁舎20階 交流会場	①練馬区自殺対策計画の取組の進捗状況について ②自殺ハイリスク者への対応事例の紹介 ③練馬区の自殺の状況について ④自殺対策の今後の取組みについて
4	令和4年8月4日(木) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①練馬区自殺対策計画の取組事業の進捗状況報告 ②練馬区の自殺の状況 ③コロナ禍を踏まえた練馬区自殺対策計画の取組内容の点検 ④第二期 練馬区自殺対策計画の策定
5	令和5年7月4日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①平成31年度から令和4年度の練馬区自殺対策計画の取組状況および施策ごとの評価と課題について ②練馬区の自殺の現状と課題について ③第二期練馬区自殺対策計画の策定について ・計画策定に向けたスケジュール ・計画の骨子(案)
6	令和5年9月1日(金) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第二期練馬区自殺対策計画(素案のたたき台)の検討 ②第二期練馬区自殺対策計画策定に向けたスケジュール
7	令和5年10月31日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	①第二期練馬区自殺対策計画(素案のたたき台修正案)の検討 ②第二期練馬区自殺対策計画策定に向けたスケジュール
8	令和6年2月27日(火) 書面開催	①練馬区自殺対策計画〔第2次〕【素案】に対する意見と区の考え方について(案) ②素案から案への主な変更・追加等について(案) ③練馬区自殺対策計画〔第2次〕(案)の検討について



## 練馬区自殺対策計画〔第2次〕

令和6年（2024年）3月

発行 練馬区健康部保健予防課  
所在地 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所東庁舎 7階  
電話 03-5984-4764（直通）  
FAX 03-5984-1211  
練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>